

春日部市クリーンセンター・資源選別センター
長期包括運営業務委託
運営業務委託契約書（案）

令和7年7月
春日部市

運営業務委託契約書

- 1 契約件名 春日都市クリーンセンター・資源選別センター長期包括運営業務委託
- 2 履行場所 埼玉県春日都市豊野町三丁目 9 番地 1 外
- 3 履行期間 契約締結日から令和 18 年 3 月 31 日まで
- 4 委託金額 金 ●円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ●円)
- 5 契約保証金 免除

上記の委託について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、以下の条項により契約を締結する。

発注者と受注者は、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

契約日 令和●年●月●日

発注者 住所 [●]
春日都市
春日都市長 [●] 印

受注者 住所 [●]
商号 [●]
代表者 [●] 印

第1章 総則

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、契約書及び以下の条項に基づき、要求水準書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(第3項に定める書類及び図面を内容とする発注者と受注者が春日部市クリーンセンター・資源選別センター長期包括運営業務委託に関して本条以下の条項に基づき締結する運営業務委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 この契約における用語の定義は、本文中に定義される用語を除き、次の定義に従う。なお、本条及び本文中に定義されない用語で要求水準書で使用される用語は、要求水準書の例による。

- (1) 「本事業」とは、発注者の春日部市クリーンセンター・資源選別センター長期包括運営委託事業をいう。
- (2) 「運営業務」とは、要求水準書において受注者が実施すべきとされる業務をいう。
- (3) 「既存運転事業者」とは、運営準備期間中に発注者の委託を受けて本施設の運転業務及び維持管理業務を実施している民間事業者をいう。
- (4) 「基本性能」とは、要求水準書に定める施設の基本性能をいう。
- (5) 「施設」「本施設」とは、春日部市クリーンセンター、春日部市資源選別センター、(仮称) 春日部市ストックヤードをいう。
- (6) 「処理対象ごみ」「処理対象物」とは、要求水準書の表6及び表12で規定される搬入物をいう。
- (7) 「成果物」とは、この契約又は要求水準書に基づき、若しくはその他この契約に定める業務に関連して受注者が発注者に提出した書類、図面、写真、映像等の総称をいう(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)。
- (8) 「提案書」とは、本事業の事業者選定にかかる公募型プロポーザルによる事業者募集手続において優先交渉権者が提出した提案書一式、及び当該提案書に関し発注者の質問に応じ又は任意に提出した回答書、補足説明書等の一切をいう。
- (9) 「年度」とは、4月1日開始より翌年の3月31日に終了する一年をいう。
- (10) 「不可抗力」とは、発注者及び受注者のいずれの責にも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱及び暴動又は第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常予見不可能なもの(要求水準書及び発注者が貸与する設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。)をいう。
- (11) 「募集要項」とは、本事業の事業者選定にかかる公募型プロポーザル方式による事業者募集手続において発注者が公表した募集要項及びこれに関する質問回答をいう。
- (12) 「要求水準書」とは、本事業の事業者募集の公募型プロポーザルにおいて発注者が公表した要求水準書及びこれに係る質問回答をいう。

3 この契約を構成する書面及び図面は、次の各号に掲げるとおりとし、各号において齟齬がある場合の優先順位は、列挙された順序に従うものとする。提案書の記載内容のうち、要求水準書の定める基準、水準等を超える部分は、要求水準書に優先するものとする。

- (1) この契約の条項
 - (2) 要求水準書
 - (3) 発注者が貸与する本施設の設計図書(以下「設計図書」という。)
 - (4) 提案書
- 4 受注者は、運営業務を契約書記載の契約期間内において行うものとし、発注者は、その契約代金を支払うものとする。
- 5 運営業務を実施するために必要な一切の手段については、この契約、要求水準書又は提案書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任により定める。
- 6 この契約に定める報告、請求、通知、申出、承諾、確認及び解除は、書面により行わなければならぬ。
- 7 この契約の履行に関して発注者及び受注者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約の履行に関して発注者及び受注者の間で用いる計量単位は、要求水準書又は発注者が貸与する設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 10 この契約及び要求水準書における期間の定めについては、この契約、要求水準書又は発注者が貸与する設計図書に特別の定めがある場合を除き、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄するさいたま地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 13 業務委託料以外に、この契約に基づき発注者が負担すべき費用が発生した場合の発注者の負担方法については、発注者と受注者が協議により定めるものとする。
- (契約期間)
- 第2条 この契約の契約期間は、契約締結日から令和18年3月31日までとする。
- 2 契約期間のうち、契約締結日から令和8年3月31日までの期間を本施設の運営業務の準備期間(以下、「運営準備期間」という。)とする。

3 令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日までの期間を本施設の運営期間(以下、「運営期間」という。)とする。

(権利の譲渡等)

第 3 条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、成果物を第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(契約の保証)

第 4 条 この契約において、契約保証金は免除する。

(再委託の禁止)

第 5 条 受注者は、この契約について業務の全部又は主要な部分を第三者に委託してはならない。ただし、主要な業務の一部については、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(支給品及び貸与品)

第 6 条 発注者が受注者に貸与し又は支給する図面、その他受注者の業務実施に必要な物品並びに発注者が受注者に支給する物品等(以下、発注者が受注者に支給するものを「支給品」といい、発注者が受注者に貸与するものを「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、別紙 5 に定めるところによる。

2 受注者は、支給品又は貸与品の引渡しを受けるに当たっては、発注者の立会いの上、受注者の負担において、当該支給品又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が別紙 5 の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、支給品又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から 7 日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 受注者は、支給品又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給品又は貸与品に第 2 項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

5 発注者は、受注者から第 2 項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給品若しくは貸与品の修補又は改訂を行う。

- 6 受注者は、支給品及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 7 受注者は、要求水準書の変更等によって不用となった支給品又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 8 受注者は、故意又は過失により支給品又は貸与品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となつたときは、発注者と協議の上指定した期間内に代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 9 受注者は、第1項に定めるもの以外で、本施設内にある備品等を自らの責任において無償で使用することができる。
- 10 発注者は、前項において受注者が使用する備品等について瑕疵担保等の責任は一切負担せず、当該備品等の使用により受注者に損害が生じても、発注者は一切の責任を負わない。
- 11 受注者は、第9項で使用した備品等が劣化等により使用不能となり、又はその他の理由で不要となつたときは、当該備品等を市に返却することができる。なお、返却により代替品が必要となるときは、受注者が自らの費用と責任で代替品を調達しなければならない。

(履行報告)

第7条 受注者は、発注者が必要と認めるときは、この契約の履行状況等について報告しなければならない。

(関連法令の遵守)

第8条 受注者は、本施設の運営業務の実施に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)を含む関連法令、関連規制等を遵守しなければならない。

(地域経済への貢献)

第9条 受注者は、運営業務の実施に当たり、提案書に従い、地元での雇用促進、地元企業の活用等に努めなければならない。

(委託業務の範囲)

第10条 発注者は、運営期間において、要求水準書に従い本施設の運営業務を受注者に委託する。

2 受注者は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害発生を防止するとともに、二次公害を発生させないように適正に本施設の運転及び維持管理等の業務を行わなければならない。

- 3 受注者は、本施設が基本性能を満たすよう、適正に運営業務を行わなければならない。
- 4 要求水準書及びこの契約に定められている発注者が負担すべき費用を除き、基本性能を満たした運営業務の遂行に関する全ての費用は、受注者が負担するものとする。

(善管注意義務)

第 11 条 受注者は、善良なる管理者の注意義務をもって、この約款及び要求水準書の各条項の規定に基づき、運営業務を実施しなければならない。

(許認可の取得)

第 12 条 受注者は、運営準備期間において、運営業務その他受注者がこの契約の締結及び履行のために必要とされる全ての許認可を取得し、運営期間中これを維持し、また必要な届出等を行なわなければならない。

(発注者の取得すべき許認可)

第 13 条 発注者は、運営期間において、本施設を所有し当該施設を稼動させて処理対象ごみ及び処理対象物の処理を行うために法改正等により新たに必要となる許認可を取得し、これを維持する。

(指示監督等)

第 14 条 発注者は、この契約の履行について必要があるときは、受注者に対し、指示監督することができる。

2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して運営業務の実施状況について立ち会い、調査し、若しくは報告を求め、又は受注者の事務所その他運営業務の実施場所に立ち入ることができる。

(運営事業所長)

第 15 条 受注者は、この契約締結後速やかに本施設について運営事業所長を選任し、その氏名を発注者に通知しなければならない。

2 受注者は、前項に従い選任した運営事業所長を置くものとし、運営期間の終了まで該当する本施設に常駐させなければならない。期間内に変更となる場合は、速やかに発注者と協議すること。

3 運営事業所長は、該当する施設についてこの契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、運営期間の変更、業務委託料の変更、業務委託料の請求及び受領、第 5 項の請求の受領、第 6 項の決定及び通知、並びにこの契約の解除にかかる権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

4 受注者は、前項の規定にも関わらず、自らの有する権限のうちこれを運営事業所長に委任せざる

使しようとするものがあるときは、予め当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

- 5 発注者は、運営事業所長がその業務の処理につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を書面により明示し、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 6 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。

(用役に係る費用負担)

第16条 運営業務を実施するために必要な用役に係る費用負担については要求水準書に示すとおりとする。

(新技術等への対応)

第17条 この契約の期間中、本施設又は運営業務に関連して、著しい技術又は運営手法の革新等がなされた場合、発注者及び受注者は当該技術革新等に基づく新しい技術又は運営手法等(以下「新技術等」という。)の導入について検討し、受注者は、改善提案を行うものとする。

- 2 前項の検討に係る費用は、受注者が負担するが、発注者が負担することが合理的と発注者が認める費用については、発注者が負担する。
- 3 第1項の提案の結果、作業量の軽減、省力化、作業内容の軽減、使用する薬剤その他消耗品の使用量の削減等により業務委託料の減額がもたらされることを発注者又は受注者が明らかにした場合には、当該新技術等の導入及び業務委託料の減額について協議するものとする。

(臨機の措置)

第18条 受注者は、事故、災害防止等のため必要があると認めるときは、緊急対応マニュアル、事故対応マニュアル等に従い、臨機の措置をとらなければならない。

- 2 前項の場合、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知する。
- 3 発注者は、事故、災害防止その他本施設の運転を行う上で、特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定に基づき臨機の措置をとった場合において、受注者が当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。
- 5 受注者は、要求水準書に従い、防災のための措置をとらなければならない。

(乖離請求)

第 19 条 受注者は、本施設にかかる募集要項の記載内容と本施設の現況との間に著しい乖離を発見したときは、乖離の状況、対処方法、対処にかかる増加費用等を発注者に報告しなければならない。

- 2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容について速やかに確認し、確認の結果を受注者に通知するものとする。
- 3 受注者は、前項の通知において報告にかかる乖離が確認されているときは、その対処方法、費用負担等を発注者に請求できるものとする。
- 4 乖離請求期間を運営期間の開始の日から 1 年とし、前項の請求は乖離請求期間内に行わなければならぬ。ただし、第 1 項の報告が乖離請求期間内に行われたものについては、乖離請求期間経過後 6 か月以内においても請求できるものとする。
- 5 発注者は、前項の請求を受けたときは、乖離の対処方法、費用負担等について受注者と協議を行うものとし、協議が整ったときは、発注者は協議の結果に従い必要な措置をとるものとする。
- 6 発注者が第 3 項の請求を受けたときから 30 日以内に協議が整わないときは、対処方法について発注者が定め、受注者はこれに従い運営業務を実施する。なお、発注者が定めた対処方法に従った業務の実施により、受注者に業務実施の費用が増加するときは当該増加分は発注者が負担し、業務実施の費用が減少するときは、減少分を業務委託料から減額する。

第 2 章 運営の準備

(準備及び引継ぎ)

第 20 条 受注者は、運営期間の初日から運営業務を実施できるよう、運営準備期間において次条に規定する人員を確保し、教育・訓練を実施するほか、その他必要な準備を実施しなければならない。

- 2 受注者は、運営準備期間において、運営業務に関し既存運転事業者からの引継ぎを受けるものとする。
- 3 発注者は、受注者への引継ぎが円滑に行われるよう、既存運転事業者に対して必要な指示を行うものとする。
- 4 第 2 項の業務の引継ぎについては、受注者は、この契約の締結後速やかに引継ぎに関する体制等を記載した業務引継計画書を作成して発注者の承諾を得るものとし、かかる計画書に従って実施するものとする。

(人員の確保)

第 21 条 受注者は、運営準備期間において、運営業務に関する必要な有資格者及び人員(以下、「従業員」という。)を自らの責任及び費用で確保し、この契約の終了まで、これを維持する。

2 受注者は、従業員のうち本施設の運転業務に従事する者について、運営準備期間において十分に教育・訓練を実施し当該各施設の運転に習熟させ、運営開始予定日からの運営事業の実施に支障のないよう準備しなければならない。

第 3 章 運営・維持管理業務

(処理業務)

第 22 条 受注者は、運営期間中、この契約及び要求水準書に基づき、本施設の運転を実施し、処理対象ごみの適正処理を行う。

(運転管理マニュアル・運転計画)

第 23 条 受注者は、要求水準書に従い、本施設にかかる運転管理マニュアルを作成し、発注者との協議により定められた日までに提出しなければならない。

2 受注者は要求水準書に従い、本施設にかかる各年度の年間運転計画及び各月の月間運転計画を作成し、年間運転計画については各年度の開始 30 日前までに、月間運転計画については前月の 15 日までに、それぞれ発注者に提出しなければならない。

3 受注者は、処理対象ごみ及び処理対象物の搬入状況、本施設の運転管理状況等にあわせて運転管理マニュアル及び前項の運転計画を隨時改善・修正しなければならない。

4 受注者は、前項の改善・修正により又はその他の理由で発注者に提出した運転管理マニュアル、年間運転計画又は月間運転計画を変更するときは、事前に変更内容を発注者に説明したうえで、変更後の運転管理マニュアル、年間運転計画又は月間運転計画を発注者に提出するものとする。

5 受注者は、発注者に提出した運転管理マニュアル(前項により変更されたときは変更後のもの)、年間運転計画及び月間運転計画(それぞれ前項により変更されたときは変更後のもの)に従い本施設の運転管理を行うものとする。

(処理対象ごみ等の処理)

第 24 条 受注者は、処理対象ごみ及び処理対象物(以下、「処理対象ごみ等」という。)が基本性能に適合して処理されるよう、本施設の運転管理を行わなければならない。

(処理対象ごみ等の受入れ等)

第 25 条 発注者は、搬入する処理対象ごみ等が適正に搬入されるよう努力する。

- 2 受注者は、要求水準書により作成・変更した運転マニュアル、年間運転計画及び月間運転計画に従い搬入管理業務を実施する。
- 3 受注者は、発注者が受け入れた処理対象ごみ等が、本施設のごみピットでの受入可能な量を超えるおそれがある場合、発注者に報告し、発注者の指示を受けるものとする。
- 4 前項の指示があった場合、発注者は、処理対象ごみ等を取り扱う費用を負担する。ただし、処理対象ごみが本施設の受入設備において受入可能な量を超えたときにおいて、その原因が受注者の運転操作による故意、または過失の場合は、受注者がその費用を負担する。

(処理不適物の取扱)

第 26 条 受注者は、本施設で処理を行うことが困難又は不適当と判断される処理不適物について、搬入された処理対象ごみ等から可能な限り除去するよう努めなければならない。

- 2 受注者は、処理不適物の排除を計量(受付)段階で行い、ごみピットに投入する前に、異物や処理不適物を目視により確認し、可能な限り除去するものとする。
- 3 受注者は、ごみピット投入後において、異物や処理不適物を目視により確認し、処理不適物を選別し排除することが可能である場合には、処理不適物の排除を行う。受注者が排除した処理不適物の取扱は、搬入者が特定できる場合は、原則として搬入者に返還し、搬入者が特定できないものについては、第[29]条第 1 項に従う。
- 4 処理不適物の混入が原因で本施設に故障等が生じ、当該故障等の修理等のために費用が発生するときは、発注者がその費用を負担する。
- 5 この契約において、処理不適物とは別紙 4 に定めるものとする。ただし、別紙 4 に定められていないものであっても、受注者が本施設での処理が困難又は不適当である旨の申立てを行い、発注者がこれを承諾したものは、処理不適物に含まれるものとする。

(公金徴収代行業務)

第 27 条 発注者は、春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例(平成 17 年条例第 111 号)第 27 条に規定する廃棄物処理手数料(以下「手数料」という。)を徴収する事務(以下「本件徴収代行業務」という。)について、受注者に委託し、受注者は、これを受託するものとする。

- 2 受注者は、前項の規定により徴収した手数料を公金として管理し、地方自治法(昭和 22 年 4 月 17 日

法律第 67 号)第 243 条の 2 指定公金事務取扱者に係る規定その他関連する法令等並びに次条の規定に従って、これを保管し、発注者に引き渡す。

- 3 受注者は、本件徵取代行業務に係る帳簿を備え付け、これに公金事務に関する事項を記載し保存しなければならない。

(帳票類及び現金等の取扱い)

第 28 条 受注者が徵収した手数料は、その額を記載した帳票類等とともに、発注者の指定する場所及び日時において発注者に引き渡さなければならない。

- 2 受注者は、本件徵取代行業務に係る帳票類を汚損又は亡失することのないよう、細心の注意を払い、取り扱わなければならない。
- 3 受注者は、徵収した手数料を発注者に引き渡すまでの間、紛失又は盜難等の事故がないよう、厳重に保管しなければならない。
- 4 受注者は、手数料の收受については慎重に行い、つり銭(受注者が用意する。)などのやりとりでトラブル等が発生しないようにする。トラブル等が発生したときは、受注者が責任をもってその処理に当るものとする。
- 5 受注者は、第 2 項及び第 3 項の規定について、汚損又は亡失、紛失又は盜難等の事故が発生したときは、速やかに発注者へ報告し、発注者の指示に従い修復その他の処理をしなければならない。

(副生成物等の取扱)

第 29 条 本施設における処理対象ごみ等の処理によって発生する副生成物等の取扱は、要求水準書に従うものとする。

- 2 受注者は、副生成物等が関係法令、公害防止条例等を満たすことを定期的に確認する。
- 3 副生成物の発生量が著しく増加又は減少した場合、発注者は、受注者にその原因の究明及び対処を求めることができる。

(ごみ質及びごみ量の変動)

第 30 条 本施設に搬入される処理対象ごみ等の性状又はごみ量が本件計画ごみ質又は実績処理量から著しく逸脱し、発注者がごみ処理計画を見直す必要があると認めるときは、発注者及び受注者は、必要な要求水準書の変更及び業務委託料の見直しについての協議を行うものとする。

- 2 前項で、ごみ量が実績処理量から著しく逸脱した場合とは、処理対象ごみ等については、本施設に搬

入されるごみ量が実績処理量の1割を下回り、又は計画処理量の1割を超える場合をいう。

- 3 各年度の本施設に搬入される処理対象ごみ等のごみ質が、本件計画ごみ質を著しく逸脱する場合において、この処理対象ごみの処理のために要した費用に著しい変動が生じた場合は、当該処理費用の負担について、発注者と受注者で協議を行うことができる。

(本施設の維持管理)

第31条 受注者は、本施設の基本性能を維持するため、維持管理業務を実施する。

- 2 受注者は、維持管理業務の実施にあたり、点検・検査計画(毎年度のもの及び事業期間を通じたもの)を作成し、要求水準書が定める期間までに発注者に提出するものとする。
- 3 受注者は、この契約、要求水準書のほか、前2項で発注者に提出した計画に従い本施設の維持管理を実施する。

(補修・更新)

第32条 受注者は、要求水準書で発注者から指示された補修を実施しなければならない。また、受注者は、自らの故意、過失又は業務不履行により生じた本施設の破損を、自らの費用で補修しなければならない。ごみ収集車・搬入車及び受入作業に起因する施設破損についても受注者が対応し、破損の状況及び対応措置の内容を速やかに発注者に報告する。

- 2 前項の規定に関わらず、不可抗力により本施設が損壊したときの補修は第[50]条第4項の協議及び第[51]条第1項の規定により発注者及び受注者が、法令等の改正による本施設の改修及び機器の更新は発注者が、その費用を負担する。
- 3 受注者は、前項により発注者が行う改修、補修及び更新に協力しなければならない。
- 4 受注者は、特定部品の調達について、要求水準書に従い本施設の施工企業から支援を受けることができる。

(設計図書の更新)

第33条 受注者が補修を行ったときは、必要に応じ、貸与を受けた本施設の設計図書を更新し、発注者の確認を受けるものとする。

(瑕疵担保)

第34条 発注者は、受注者の実施した補修に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求する

ことができない。

- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、補修の完了の確認を受けた日から 2 年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は 10 年とする。
- 3 発注者は、補修の完了の確認の際に瑕疵があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 発注者は、本施設が第 1 項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第 1 項の定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から 6 月以内に第 1 項の権利行使しなければならない。
- 5 第 1 項の規定は、更新・補修の瑕疵が発注者の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 6 本条はこの契約の契約期間終了後もその効力を有するものとする。

(清掃植栽管理、防犯・警備)

第 35 条 受注者は、本施設の清掃計画、業務対象エリア内の植栽管理計画及び本施設の防犯・警備計画を要求水準書及び提案書に従い作成し、発注者との協議により定められた日までに発注者の承諾を受けるものとする。

- 2 受注者は、前項により発注者の承諾を受けた計画により、本施設の清掃、植栽管理及び防犯・警備を行うものとする。

(敷地内管理)

第 36 条 受注者は、要求水準書に従い、敷地内管理を実施する。

第 4 章 モニタリング

(発注者の検査・モニタリング)

第 37 条 発注者は、受注者によるこの契約の履行状況を確認するため、現場確認、受注者から提出された書類の内容確認、受注者に対する質問及び説明要求等のモニタリングを行う。

- 2 受注者は、発注者の職員及び発注者の業務受託者が業務状況の確認のために本施設に立ち入るときは、これを拒んではならず、発注者からの質問及び説明要求を受けたときは、迅速かつ誠実に対応しなけれ

ばならない。

- 3 受注者は、発注者が必要と判断したときは、第三者機関により運営管理状況のモニタリングを受けなければならない。かかるモニタリングの費用は、受注者に発生するものを除き、発注者の負担とする。
- 4 前3項のモニタリングのほか、発注者は、自己の負担により、本施設の検査を行うことができる。この場合、発注者は、受注者の通常の営業時間内に、抜き打ちによる検査の場合を除き、受注者に対する事前の通知を行った上で本施設へ立入り、自らの費用で検査、計測等を行うことができるものとするほか、発注者は、当該計測及び検査の業務を法的資格を有する第三者機関に委託することができるものとする。なお、発注者は、受注者の行う運営業務の実施に重大な影響を与えないよう配慮して、検査を行わなければならない。

(本施設に係る計測)

- 第38条 受注者は、運営期間中、自己の負担において、この契約、要求水準書、運転管理マニュアル、環境保全計画(要求水準書に従い受注者が作成して発注者に提出した環境保全計画をいう。)、作業環境管理計画(要求水準書に従い受注者が作成して発注者に提出した作業環境管理計画をいう。)、及び点検・検査計画に従い、自ら又は法的資格を有する第三者機関に委託することにより、本施設に係る計測を実施するものとする。

- 2 受注者は、要求水準書及び提案書記載の計測項目及び計測頻度により前項の計測を実施しなければならない。当該計測に当たり、発注者は事前に通知の上、立ち会うことができる。
- 3 発注者は、前項の計測について、計測項目のいずれかの測定値が本施設の安定的な稼働に支障が生じる懸念があると合理的に判断した場合、受注者に計測頻度の増加を請求できるものとし、その詳細は、発注者が測定値に応じて決定できるものとする。
- 4 受注者は、基本性能として示されている項目で、要求水準書及び提案書記載の計測項目に挙げられていないものについては、自ら必要と認めた場合又は発注者が合理的に要求する場合、自らの費用により、計測を実施し、その結果を速やかに発注者に報告しなければならない。

(本施設の停止基準値)

- 第39条 受注者又は発注者の計測及びモニタリング等の結果、施設を停止すべきと判断した場合には、発注者又は受注者は、速やかにその旨を相手方に通知するとともに、受注者は直ちに本施設の全部又は一部の運転を停止し、原因の究明に努める。

- 2 前項の場合、発注者は受注者に対し、本施設の運転停止時から60日以内に停止時の措置が完了する見込みがないと合理的に判断される場合を除き、停止時の措置の実施のため、本施設の運転停止時から60日の猶予期間を与えるものとする。ただし、発注者は、60日間で回復される見込みがないと合理的

に認めるときには、受注者に与える猶予期間を延長することができる。

(受注者の債務不履行)

第40条 発注者は、受注者がその責に帰すべき事由によりこの契約の義務を履行しないとき又はその他受注者がこの契約の本旨に従った履行をしないとき(第[39]条第1項の本施設の停止を除く。)は、当該債務不履行から60日以内に債務不履行の治癒又は改善等が行われる見込みがないと合理的に判断される場合を除き、債務不履行の治癒又は改善等のために、受注者に最長60日の猶予期間を与えるものとする。

(停止期間中等の処理対象ごみ等の処理)

第41条 本施設について計画外の運転停止の状態又は性能低下による計画処理量の全量の受入ができるない状態に陥った場合、発注者がその取扱を定めるものとし、受注者は、これに協力する。

(費用負担)

第42条 本施設の全部又は一部の計画外停止、及びその他の基本性能未達への対応に要する費用(原因の究明及び責任の分析に要する費用、受入れできない処理対象ごみ等を他の廃棄物処理場まで運搬し、これを処理する費用、計画外の補修等を行う費用を含む。)は、その原因が運転操作によるものである場合は、全て受注者が負担するものとする。ただし、当該計画外停止又は基本性能未達の原因について、不可抗力又は発注者の責に帰すべき事由に基づくことを受注者が明らかにした場合において、不可抗力による場合は第[50]条第4項の協議及び第[51]条第1項により発注者及び受注者が、当該費用を負担し、発注者の責に帰すべき事由による場合は発注者が、当該費用を負担するものとする。

2 前項に定める費用負担において、本施設の全部又は一部の計画外停止及びその他の基本性能未達の原因が本施設の設計施工の瑕疵(第[19]条第3項による請求にかかるものを除く。)によるときは、不可抗力及び発注者の責に帰すべき事由には該当しないものとする。

第5章 業務報告及び業務委託料の支払

(運営業務の報告)

第43条 受注者は、要求水準書に従い、要求水準書に定める報告書(以下、「業務報告書」という。)を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、受注者から提出を受けた業務報告書の内容に疑義があると認める場合、その他要求水準書、運転管理マニュアル、年間及び月間運転計画、その他の要求水準書に従って受注者が作成した計画書又は提案書に定める業務を適切に実施していないと判断した場合において、受注者に説明を求めることができる。この場合、発注者は、受注者に対し、本施設の管理者として説明責任を果たすために必要な範囲で、追加資料の提出又は当該業務に関し改善措置を求めることができ、受注者は、かかる発注者の求めに対し、自らの費用で誠実に対応しなければならない。

3 受注者は、業務報告書にかかるデータ等につき、要求水準書に従って保管するものとする。

(業務委託料の支払)

第 44 条 発注者は、受注者に対し、事業期間にわたり受注者が本契約等に従い運営業務を適切に行っていることを確認したうえで、その対価として業務委託料を支払う。

2 発注者は、前項の確認を、原則として前条の業務報告書の確認を通じて行う。

3 業務委託料の内訳及び算出方法は、別紙 1 に規定されるとおりとする。

4 業務委託料の支払方法は、別紙 2 に定める方法による。

(業務委託料の見直し)

第 45 条 発注者及び受注者は、社会経済状況の変化に応じて、業務委託料の見直しを実施できるものとし、詳細については、別紙 3 に定めるとおりとする。

第 6 章 施設所有権等

(所有権)

第 46 条 本施設の所有権は、発注者に属する。また、受注者が設備の更新等を行った場合においても施設及び設備の所有権は、発注者に属する。

(第三者の損害)

第 47 条 受注者は、その故意又は過失若しくは法令等の不遵守によって、発注者又は第三者に人的あるいは物的損害を生じさせたときは、これを全て賠償しなければならない。

(保険)

第 48 条 受注者は、要求水準書及び提案書に従い、別紙 6 に定める保険に継続して加入しなければならない。

2 発注者は、本施設に関し、全国市有物件災害共済会の保険に加入する。

3 受注者は、発注者が前項の保険に基づく保険金を請求するときは、関連書類の作成等の事務を補助するものとする。

第 7 章 法令変更、不可抗力

(法令等の改正)

第49条 発注者は、この契約締結後に法令等の変更が行われたときは、必要に応じ、協議のうえ要求水準書の変更を行い、若しくは運転管理マニュアル、運転計画及びその他の計画書の変更を受注者に指示する。また、この契約締結後の法令等の変更により受注者の運営業務の実施に追加費用が生じるときは、次の各号の区分に従い、発注者及び受注者が当該追加費用を負担する。

- (1) 関係法令及び許認可の変更等の場合は、発注者
- (2) 受注者の利益に課される税負担に係る法令改正及び新税の設立の場合は、受注者
- (3) 前号以外の税制度の変更、新税の設立の場合は、発注者

2 法令等の改正により、要求水準書、運転管理マニュアル、年間及び月間運転計画又はその他の計画書の変更が可能となり、かかる変更により受注者の運営業務実施の費用が減少するときは、協議により要求水準書、運転管理マニュアル、年間及び月間運転計画又はその他の計画書の変更を行い、業務委託料を減額するものとする。

(不可抗力)

第50条 不可抗力によりいずれかの当事者がこの契約の履行ができなくなったときは、その旨を直ちに相手方に通知しなければならない。

2 当該通知を行った当事者は、通知日以降にかかる不可抗力の事由が止み、この契約の履行の続行が可能となるときまで、この契約上の履行期日における履行義務を免れるものとし、相手方当事者についても同様とする。なお、発注者及び受注者は、それぞれ早急に適切な対応措置をとり、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

3 発注者は、前項に基づき履行義務を免れた期間に対応する業務委託料の支払において、受注者が履行義務を免れたことにより支出又は負担を免れた費用を控除することができる。

4 発注者及び受注者は、相手方から第1項の通知を受領した場合には、速やかに対処方法、費用の負担、契約の継続等について協議する。当該協議にもかかわらず、不可抗力が発生した日から60日以内にこの契約の変更について合意が得られない場合には、発注者は、不可抗力の対応方法を受注者に通知し、受注者はこれに従い運営業務を継続する。

5 発注者は、前項により発注者が不可抗力の対応方法を通知したときは、必要に応じ、要求水準書を変更し、若しくは運転管理マニュアル、年間及び月間運転計画、又はその他の計画書等の変更を受注者に指示することができる。また、発注者は、必要と認められるときは、業務委託料を変更するものとする。

(不可抗力による負担)

第51条 不可抗力が生じた場合において前条第4項の協議が整わないときは、運営業務につき当該不可抗力により受注者に生じた損害額及び増加費用額の合計額(ただし受注者等が加入する保険で填補さ

れるものを除く。)が、一年度につき、当該不可抗力に該当する事由が発生した年度の業務履行に対し発注者が支払うべき業務委託料の 100 分の 1 に至るまでは受注者が当該損害額及び増加費用額を負担するものとし、これを超える額については発注者が負担する。

- 2 発注者及び受注者は、当該不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

(損害賠償等)

第 52 条 運営業務に関連して、発注者の責に帰すべき事由により受注者に損害が生じた場合、発注者は受注者に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。

- 2 受注者は、この契約に従った運営業務を実施せず、又はその他この契約の定めるところに違反し、発注者に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 この契約に定める固定費の減額は前項に従った発注者の受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではなく、また固定費の減額を損害賠償の予定と解してはならない。
- 4 この契約に定める猶予期間は、受注者の債務不履行責任を免れさせるものと解してはならない。

第 8 章 契約の終了及び解除

(事業期間終了時の取扱)

第 53 条 発注者と受注者は、事業期間終了前の 5 年前を目途に、事業期間終了後の事業の継続等について協議を行うものとする。

- 2 前項の協議により事業が継続となったときは、事業終了時の本施設の性能確認についての協議を行う。

(事業期間終了時の明け渡し条件)

第 54 条 受注者は、前項の協議の結果に基づき、契約期間満了時の本施設の性能を確認するために必要な検査を自らの費用で実施するものとする。

- 2 前項の検査の結果、本施設が[基本性能]を満たしていることを確認したことをもって、発注者による契約期間満了時の確認とする。
- 3 受注者は、契約期間満了時において、本施設に受注者が所有又は管理する器具、機械、その他の物件があるときは、当該物件を撤去するとともに、本施設内を取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

(発注者による解除)

第55条 発注者は、必要と認めたときは、180日前に受注者に通知することにより、この契約を解除することができる。この場合、発注者は、受注者の損害を補償する。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に対し催告することなく、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく、運営業務に着手すべき期日を過ぎても運営業務に着手しないとき。
- (2) 運営業務を実施する上で必要な法令の定めによる資格、許可若しくは登録等を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。
- (3) 受注者及び運転事業所長その他従業員等が発注者の指示監督に従わず、又は発注者の職務の執行を妨げたとき。
- (4) 第[58]条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (5) 第[39]条第2項又は第[40]条の基本性能の未達、債務不履行等の治癒又は改善等が猶予期間内に完了しないとき。
- (6) 受注者が事業を放棄したと認められるとき。
- (7) 受注者に係る破産、会社更生手続、民事再生手續若しくは特別清算のいずれかの手続について、取締役会でその申立等を決議したとき、あるいはその申立等がされたとき、又は支払不能若しくは支払停止となったとき。
- (8) 受注者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令4条第1号から第3号までに規定する基準に適合しなくなったと認められるとき
- (9) 受注者が地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当することとなったとき。
- (10) 前各号に規定する場合のほか、受注者がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (11) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(受注者の役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他

の契約の相手方としていた場合(力に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 3 受注者は、この契約が解除されたときは、その所有又は管理する物品等を撤去し、本施設を継続して使用可能な状態にして、解除後速やかに発注者に明け渡さなければならない。
- 4 発注者は、この契約が第2項各号により解除されたときは、受注者に対して損害賠償、補償、その他的一切の責任を負わない。

(違約金)

第56条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、[解除の日が属する年度の業務に対して支払われるべき業務委託費の総額の10分の1]に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定(第1項を除く。次項と同じ。)によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の規定により受注者が発注者に違約金等を支払う場合において、発注者は、違約金請求権と受注者の業務委託料請求権その他発注者に対する債権を相殺し、なお不足があるときはこれを追徴することができる。
- 4 第1項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者のその超過分についての請求を妨げるものではない。

(談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第57条 この契約に関し、受注者が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、冒頭記載の契約金額(この契約締結後、委託金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の10分の2に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体

が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項又は第8条の3に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものといい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受注者(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。)の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。
- (5) この契約に関し、受注者(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6に規定する刑が確定したとき。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた損害額が前項の規定する損害額を超える場合は、発注者がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
- 3 受注者が前二項の賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、契約締結の日における遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(受注者の解除権)

第58条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 第[49]条第1項又は第2項若しくは第[50]条第5項の規定による運営業務の内容の変更のため、年間の業務委託料が前年度の3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(不可抗力による解除)

第59条 第[50]条第4項の協議が調わないとき、受注者による運営業務の継続が不能又は著しく困難と認められるとき、又は本事業の継続に必要な発注者の費用負担が過分なときは、発注者は受注者に対して、この契約を解除することができる。

2 前項により発注者がこの契約を解除したときは、受注者が契約を終了するための費用につき相当と認められるものを負担するものとする。

第9章 補則

(発注者が提供した書類等の著作権)

第60条 発注者がこの契約に基づき受注者に対して提供した情報、書類、図面等(発注者が著作権を有しないものを除く。)に関する著作権は、発注者に帰属する。

2 発注者は、成果物(ただし、受注者が提出したものに限る。以下同じ。)及び本施設について、それらが著作物に該当するか否かに関わらず、発注者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、この契約の終了後も存続するものとする。

(著作権の利用等)

第61条 受注者は、成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下、「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

2 受注者は、発注者が成果物を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならず、自ら又は著作権者(発注者を除く。)をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。

- (1) 著作者名を表示することなく成果物の全部若しくは一部の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は発注者が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。
- (2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
- (3) 本施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で発注者又は発注者が委託する第三者をして成果品について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。

3 受注者は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- (1) 成果物の内容を公表すること。
- (2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(著作権等の譲渡禁止)

第62条 受注者は、自ら又は著作者をして、成果物に係る著作権の権利を発注者以外の第三者に譲渡し、

若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の侵害防止)

第 63 条 受注者は、成果物が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。

2 受注者は、成果物が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(特許権等の使用)

第 64 条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下本条において「特許権等」という。)の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、要求水準書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかつたときは、受注者がその使用に関して要した費用を発注者は、負担しなければならない。

(秘密保持義務)

第 65 条 発注者及び受注者は、この契約に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持し、かつ責任をもって管理し、この契約の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、この契約に別段の定めがある場合を除き相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 相手方に対する開示の後に、発注者又は受注者のいずれの責にも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 発注者及び受注者が、この契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第 1 項の定めに関わらず、発注者及び受注者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令等に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合

- (4) 発注者がその議会に開示する場合
- (5) 発注者と受注者につき、いずれかと守秘義務契約を締結したアドバイザー、及び受注者の下請企業（ただし当該下請企業が受注者と本条の内容に準じた秘密保持契約を締結している場合に限る。）に開示する場合
- (6) 発注者が本施設の維持管理・運営に関する業務を受注者以外の第三者に委託する場合において、当該第三者に開示する場合、又はかかる第三者を選定する手続において特定又は不特定の者に開示する場合

（個人情報の保護）

第 66 条 受注者は、運営業務の処理に際して知り得た情報のうち、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの）がある場合には、その保護について別紙 7 に定める「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（遅延利息）

第 67 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、遅延損害金を支払う。

2 前項の遅延損害金は、発注者の指定する期間を経過した日から支払の日まで遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号。）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率（支払の遅延が生じたときに適用される率とする。）で計算した額に相当する額の利息（千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を付した金額とする。

（この契約に定めのない事項）

第 68 条 この契約に定めのない事項については春日部市の規則等によるほか、それ以外については発注者及び受注者が別途協議して定めることとする。

別紙1 業務委託料の内訳(第[44]条関係)

業務委託料の内訳

1 業務委託料の構成

業務委託料の構成は、すべて固定費とする。

2 端数の処理

業務委託料は、小数点以下は切り捨てとし、消費税及び地方消費税率を乗じて得た額を加算して支払う。

3 年額の算出方法

業務委託料の年額は、業務委託料を契約期間の年数で除して得た額とする。業務委託料の改定を行った場合にあっては、当該改定以降の業務委託料を残りの契約期間（1年未満は切り捨て）で除した額とする。

別紙2 業務委託料の支払方法(第[44]条関係)

業務委託料の支払方法

- (1) 発注者は固定費の減額がある場合には、その旨を受注者に通知する。
- (2) 前項の通知に対して受注者に異議がないときには、受注者は、業務委託料の請求書及び月次の報告書を発注者に提出する。
- (3) 発注者は、請求書を受領後30日以内に、当該金額の業務委託料を受注者の銀行口座に入金する。
- (4) (1)の通知に対して受注者より異議の申し出がなされた場合には、業務委託料の金額について、発注者と受注者で協議を行い、精算等を行う。受注者が、発注者から(1)の通知を受領した後10日以内に異議を申し立てないときは、異議がないものとみなす。
- (5) 業務委託料は、別紙1で規定する年額を12等分した金額を各月の業務委託費として支払う。1円未満の端数が生ずるときは、各年度の初回支払額で調整する。支払対象期間が1か月に満たない場合は、日割計算にて支払う。

別紙3 業務委託料の改定(第[45]条関係)

1 業務委託料の改定(物価変動に基づく改定)

運営期間中の物価上昇率等の変動可能性のある経済要素については、原則として次の考え方従い、翌年度以降の業務委託料へ反映させる。

- (1) 変動要素の見直し作業は、翌年度の業務委託料を設定する9月に行う。
- (2) 変動要素の見直しに関して、初回は初期値に対して、以降は直近の見直し後の数値に対して測ることとする。
- (3) 変動要素の見直し時点から、実際の業務委託料が支払われる時期までに大幅に乖離が生じた場合、発注者と受注者は、協議により変動要素の見直しをすることができる。
- (4) 業務委託料の改定は、令和10年度から令和17年度の支払いに適用する。

2 業務委託料の各費用項目については、以下のとおりとする。

- (1) 毎年度、変動要素を勘案した改定を行うものとする。
- (2) 業務委託料の費用項目の内訳
 - ・CA：人件費相当額（以下、「人件費」という。）
 - ・CF：業務委託料から人件費を控除した額（以下、「運営・維持管理業務費」という。）
- (3) 改定の基準となる業務委託料は、第一回目は本契約締結時に受注者が発注者に提出した業務委託料内訳書の金額とし、第二回目以降は直近の改定後の業務委託料とする。

3 見直しに係る評価指標(以下、「インデックス」という。)は、下記に示すとおりとする。

CA（人件費）のインデックス

厚生労働省による「毎月勤労統計調査(全国平均)」(確報)の統計表「賃金指数」の「調査産業計(所定内給与)」前年度の8月からの今年度の7月までの年平均値。ただし、10月1日時点で全てのデータが公表されていないときは、公表されているデータの平均値とする。

CF（運営・維持管理業務費）のインデックス

日本銀行調査統計局による「企業向けサービス価格指数」の小分類「機械修理」の前年度の8月から今年度の7月までの年平均値。ただし、10月1日時点で全てのデータが公表されていないときは、公表されているデータの平均値とする。

4 見直しの方法

見直しの対象となるインデックスの比率を算定する。このとき価格指数比に小数点第4位未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。算定されたインデックス比をもとに下記の算定式をもとに改定額を算定する。なお、具体的な改定方法は下記に示すものとする。

4-1 人件費の改定額の算定方法

CA：人件費相当額

第1回目の改定

令和8年度の賃金指数(令和7年8月から令和8年7月の平均値。以下同じ。)を基準値とし、ある年度における賃金指数と基準値との差が1%を超える場合には、発注者と受注者により委託料の改定に係る協議を行うことができる。

改定は、以下の算式により、物価変動をそれ以降の年度の委託料に反映させる。

| (Lt/L1) | >1%のとき t 年度の人事費に係る対価を改定する。

$$\cdot CAt = CA1 \times (Lt/L1)$$

CAt : 当該事業年度の人事費に係る対価

CA1 : 契約書に規定された当該事業年度の人事費に係る対価

Lt : 事業 t 年度の支払対象となる前年度(事業 t-2 年度8月から事業 t-1 年度7月)の賃金指数の平均値

L1 : 令和8年度の賃金指数

第2回目以降の改定

前回の改定が行われた際(t 年度)に基準値との比較に用いた賃金指数(Lt)を新たな基準値とし、その後の年度における賃金指数と基準値との差が1%を超える場合には、発注者と受注者により委託料の改定に係る協議を行うことができる。

改定は、以下の算式により、物価変動をそれ以降の年度の委託料に反映させる(以降の年度においても同様とする)。

| (Lc/Lt) | >1%のとき c 年度の人事費に係る対価を改定する。

$$\cdot CAc = CAt \times (Lc/Lt)$$

CAc : 当該事業年度の人事費に係る対価

Cat : 事業 t 年度に改定された当該事業年度の人事費に係る対価

Lc : 事業 c 年度の支払対象となる前年度(事業 c-2 年度8月から事業 c-1 年度7月)の賃金指数の平均値

Lt : 前回の改定が行われた際(t 年度)に基準値との比較に用いた賃金指数

4-2 運営・維持管理業務費の改定額の算定方法

CF : 運営・維持管理業務費

第1回目の改定

令和8年度の企業向けサービス価格指数のうち小分類「機械修理」(令和7年8月から令和8年7月の平

均値。以下同じ。)を基準値とし、ある年度における企業向けサービス価格指数と基準値との差が 1%を超える場合には、発注者と受注者により委託料の改定に係る協議を行うことができる。
改定は、以下の算式により、物価変動をそれ以降の年度の委託料に反映させる。

| (St/S1) | >1%のとき t 年度の運営・維持管理業務費に係る対価(人件費を控除)を改定する。

$$\cdot CF_t = CF_1 \times (St/S1)$$

CF_t : 当該事業年度の運営・維持管理業務費に係る対価(人件費を控除)

CF₁ : 契約書に規定された当該事業年度の運営・維持管理業務費に係る対価(人件費を控除)

St : 事業 t 年度の支払対象となる前年度(事業 t-2 年度 8 月から事業 t-1 年度 7 月)の企業向けサービス価格指数のうち小分類「機械修理」

S₁ : 令和 8 年度の企業向けサービス価格指数のうち小分類「機械修理」

第 2 回目以降の改定

前回の改定が行われた際(t 年度)に基準値との比較に用いた企業向けサービス価格指数(St)を新たな基準値とし、その後の年度における企業向けサービス価格指数と基準値との差が 1%を超える場合には、発注者と受注者により委託料の改定に係る協議を行うことができる。

改定は、以下の算式により、物価変動をそれ以降の年度の委託料に反映させる(以降の年度においても同様とする)。

| (Sc/St) | >1%のとき c 年度の運営・維持管理業務費に係る対価(人件費を控除)を改定する。

$$\cdot CF_c = CF_t \times (Sc/St)$$

CF_c : 当該事業年度の運営・維持管理業務費に係る対価(人件費を控除)

CF_t : 事業 t 年度に改定された当該事業年度の運営・維持管理業務費に係る対価(人件費を控除)

Sc : 事業 c 年度の支払対象となる前年度(事業 c-2 年度 8 月から事業 c-1 年度 7 月)の企業向けサービス価格指数のうち小分類「機械修理」

St : 前回の改定が行われた際(t 年度)に基準値との比較に用いた企業向けサービス価格指数

支払い年度	適用する指標	適用する指標の算定期間
令和 8 年度支払い	適用しない	適用しない
令和 9 年度支払い	適用しない	適用しない
令和 10 年度支払い	令和 9 年度指標	令和 8 年 8 月～令和 9 年 7 月
令和 11 年度支払い	令和 10 年度指標	令和 9 年 8 月～令和 10 年 7 月
令和 12 年度支払い	令和 11 年度指標	令和 10 年 8 月～令和 11 年 7 月
令和 13 年度支払い	令和 12 年度指標	令和 11 年 8 月～令和 12 年 7 月

令和 14 年度支払い	令和 13 年度指数	令和 12 年 8 月～令和 13 年 7 月
令和 15 年度支払い	令和 14 年度指数	令和 13 年 8 月～令和 14 年 7 月
令和 16 年度支払い	令和 15 年度指数	令和 14 年 8 月～令和 15 年 7 月
令和 17 年度支払い	令和 16 年度指数	令和 15 年 8 月～令和 16 年 7 月

5 著しい経済環境の変動等

- (1) 受注者又は発注者は、著しい経済環境の変動等によって上記に定める業務委託料の算出方法で考慮されない改定理由若しくは変動要素が生じた場合、算出方法の前提条件とは大幅に異なる事態が生じた場合、又は、業務委託料の改定によっても受注者又は発注者の受ける損害等が回復されず、事業の継続が困難になると受注者及び発注者が合理的に認めた場合には、受注者又は発注者は、相手方に対して、具体的な根拠を示した書面を提出することにより、協議を申し入れることができ、その相手方は合理的な理由がなければ当該協議の申入れを拒否することはできない。
- (2) 受注者及び発注者は、速やかに業務委託料の算定方法及びその支払方法の変更等について協議し、かかる著しい経済環境の変動等について合意が成立した場合には、かかる事由に起因して受注者に生じた追加費用の負担若しくは業務委託料の減額を行う。

別紙4 処理不適物(第[26]条関係)

原則として、下記のものを処理不適物という。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項で定める産業廃棄物
- (2) 2m以上の粗大ごみ
- (3) ゴミニケーションカレンダーに記載のある粗大ごみ、不燃ごみ以外のもの

別紙5 支給品及び貸与品(第[6]条関係)

貸与品は、次に掲げるとおりとする。

第[6]条第1項関係

品名	数量	品質	引渡場所	引渡時期
運転マニュアル	1部	-	発注者と受注者の協議により定める	本委託契約日
完成図書(本施設)	一式	-	発注者と受注者の協議により定める	本委託契約日

上記に定めるもので、数量、品質又は規格若しくは性能の記載がないものについては、契約締結後、発注者が受注者に示すものとする。

別紙6 保険(第[59]条)

[事業者は、本施設の運営に関して、労働者災害補償保険、第三者への損害賠償保険等の必要な保険に加入するものとし、提案書に基づき受注者が加入する保険を記載する。]

別紙7 個人情報取り扱い特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人の権利利益の保護を図るため、個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。)をいう。以下同じ。)の保護に努めるとともに、個人情報に関する市の施策を実施し、又は実施に協力しなければならない。

2 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

3 受注者は、受注者の個人情報の取扱いについて発注者から指示があったときは、その指示に従い、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 受注者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及び損その他事故を防止するため、個人情報の適正な保管及び搬送に必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第6条 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

2 受注者は、電子媒体で引き渡された資料等で、発注者の承諾を得て受注者の管理、使用する端末機等に保存して作業をする場合、当該端末機等に対し情報漏えい防止のために必要な措置をとらなければならぬ。

ればならない。

(個人情報の持ち出し)

第7条 受注者は、取り扱う個人情報について、指定された場所から持ち出してはならない。ただし、やむを得ない特別の事情がある場合には、最小限の範囲の情報のみとし、安全管理措置を行ったうえで、発注者および受注者は授受等の確認を行わなければならない。

(再委託の禁止)

第8条 受注者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9条 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 前項の資料等のうち受注者の管理、使用する端末機等に保存し使用等していたものがある場合には、発注者の指示に基づき、消去し復元不可能な状態にした上、書面をもってその結果を発注者に報告するものとする。

(従事者の明確化)

第10条 受注者は、個人情報の取扱いに係る業務に従事する者を定め、書面により発注者に通知しなければならない。また、その者に本人確認書類を携行させなければならない。

2 受注者は、個人情報の取扱いに係る業務に従事する者を変更する場合には、事前に書面により発注者に通知しなければならない。

(従事者への周知・監督・教育)

第11条 受注者は、この契約による業務に従事する者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させ、必要な教育及び研修を実施し、監督しなければならない。また、発注者は、受注者に対して、必要に応じて遵守状況などについて報告を求めることができる。

(苦情の処理等)

第12条 受注者は、受注者が行った個人情報の取扱いについて苦情の申出を受けたときは、速やかにその旨を発注者に報告し、その指示に従うものとする。

(実地調査)

第13条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について隨時実地に調査することができる。

(事故報告)

第14条 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(損害賠償)

第15条 発注者は、受注者が故意又は過失により個人情報を漏えいしたときは、生じた損害の賠償を請求することができる。